

# ねぶた小屋における新型コロナウイルス感染症の 感染防止対策ガイドライン

弘前ねぶたまつり合同運行安全会議

令和3年4月15日策定

令和3年6月11日改定

令和4年7月7日改定

## 目次

|                                  |     |
|----------------------------------|-----|
| 1. はじめに                          | p 1 |
| 2. 感染防止のための基本的な考え方               | p 1 |
| 3. 代表者及び管理者が講じるべき具体的な対策          | p 2 |
| (1) リスク評価                        | p 2 |
| ①接触感染                            | p 2 |
| ②飛沫感染                            | p 2 |
| (2) ねぶた小屋内の各所における対策              | p 2 |
| ①ねぶた小屋入口                         | p 2 |
| ②ねぶた小屋内                          | p 3 |
| ③トイレ                             | p 3 |
| ④清掃・ゴミの廃棄                        | p 3 |
| (3) 参加者に関する感染防止策（ねぶた制作編）         | p 3 |
| ①制作期間前の対策                        | p 3 |
| ②製作当日の対策                         | p 4 |
| (4) 参加者に関する感染防止策（囃子練習編）          | p 5 |
| ①練習期間前の対策                        | p 5 |
| ②練習当日の対策                         | p 6 |
| (5) 参加者に関する対策（飲食編）               | p 7 |
| (6) 新型コロナウイルス感染症の疑いもしくは発症者が生じた場合 | p 7 |
| ①感染疑い時の対応                        | p 7 |
| ②感染発生時の対応                        | p 8 |
| 4. 巻末資料                          |     |
| ○関係者連絡先等参考資料                     |     |
| ○参加者リスト（ねぶた小屋入口用）                |     |
| ○報告書                             |     |
| ○【代表者用】参加者に発熱などの症状がある場合の連絡フロー    |     |
| ○【参加者用】発熱などの症状がある場合の連絡フロー        |     |

## 1. はじめに

本ガイドラインは新型コロナウイルス感染症の影響により2年連続で弘前ねぶたまつり合同運行が中止となり、先人によって脈々と受け継がれてきた歴史と伝統あるまつりを開催するためにも、合同運行や地域・町内運行及び展示前のねぶた制作や囃子練習が行われるねぶた小屋について新型コロナウイルスの感染防止対策として実施すべき基本的事項を定めるものである。

ねぶた団体代表（以下、代表者という。）及びねぶた小屋を管理する者（以下、管理者という。）は、対処方針の趣旨や内容を十分に理解した上で、本ガイドラインに示された「感染防止のための基本的な考え方」及び「講じるべき具体的な対策」を踏まえ、各団体の特性に応じた創意工夫も図りつつ、新型コロナウイルスの感染防止対策に取り組む。

なお、このガイドラインは現時点で危惧されている代表的な感染リスクや地域での感染状況等総合的に勘案して作成しているものであり、今後の感染状況や弘前ねぶたまつり運営委員会の決定事項等を踏まえ、より内容の充実を図っていくものとする。

## 2. 感染防止のための基本的な考え方

代表者及び管理者は、小屋の規模や作業形態を十分に踏まえ、小屋内及びその周辺地域において、当該小屋での制作作業および囃子練習に参加する者（以下、参加者という。）への新型コロナウイルス感染症の感染を防ぐため、最大限の対策を講ずるものとする。

特に、「三密」（※）と呼ばれる3つの条件のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられ、本ガイドラインは、これを避けることなど、ねぶた小屋内での自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないように徹底することとする。

- ※ 「三密」
- ①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）
  - ②密集場所（多くの人々が密集している）
  - ③密接空間（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発生が行われる）

### 3. 代表者及び管理者が講じるべき具体的な対策

#### (1) リスク評価

代表者及び管理者は新型コロナウイルスの主な感染経路である接触感染（①）及び飛沫感染（②）のそれぞれについて、参加者の動線や接触等を考慮したリスク評価を行うとともにリスクの高い箇所については重点的に消毒・除菌が行えるよう確認しておく。また、地域の感染状況等の実態把握や「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」をインストールし、参加者の連絡先等の把握に努める。

##### ① 接触感染のリスク評価

参加者同士が共有する物品（工具類、テーブル、椅子等）やねぶた本体、小屋内で手が触れる場所を特定し、これらへの接触頻度を評価する。高頻度の接触部位（テーブル、椅子の背もたれ、電気のスィッチ等）には特に注意する。

##### ② 飛沫感染のリスク評価

ねぶた小屋における換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるか、大声での意思疎通が必要な場所はどこにあるか等を評価する。

##### ③ 飲酒禁止の周知

一般的に会食、特に飲酒を伴った場面での感染リスクが危惧されていることから、小屋及び小屋敷地内での飲酒禁止について参加者に周知する。

#### (2) 小屋内の各所における対応策

##### ① ねぶた小屋入口

- 参加者に対してマスクを着用する旨の掲示をする。また、マスクを着用していない参加者に対してマスクの配布または販売等により、マスク着用の担保に努める。
- 代表者もしくは管理者は、小屋の入口に、手指消毒用の消毒液を設置する。消毒液は定期的に点検や交換を行う。
- 代表者もしくは管理者は非接触型体温計を用いて制作（練習）参加前に参加者の体温を計測し、37.5℃以上の発熱（目安は平熱+1℃以上。個人により平熱が異なるため、37.0℃未満でも発熱にあたる場合あり）がないか確認する。

- 代表者もしくは管理者は、参加者の氏名、連絡先を把握するとともに、参加者の体調に異変がないことを確認するための参加者リストを小屋の入り口に設置し管理する。なお、個人情報が含まれるため、むやみに人の目に触れることに無きよう厳重に管理する。

## ② ねぶた小屋内

- ねぶた小屋内及び小屋敷地内での飲酒は禁止とする。
- 空気の滞留を防ぐため、小屋内の窓は全面開放を基本とする。壁面がシートの場合は2面を解放した状態とし風の通り道を作るよう工夫する。ただし、強風により物品が飛ぶ、ねぶた絵や骨組みの破損等に作業に支障をきたす場合はこの限りではない。
- 小屋の奥側で空気が滞留する恐れがある場所は、必要に応じて扇風機やサーキュレーターを活用し、換気する。

## ③ トイレ

- 不特定多数が接触する場所は、定期的に清掃や消毒を行い清潔に保つ。
- トイレの蓋がある場合、蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。蓋がない場合は、マスクを着用したうえで流すよう徹底する。
- 共通のタオル等の使用は行わない。
- 液体石鹸や手指消毒用の消毒液を設置し、手洗いや手指消毒を行うよう周知し、定期的に点検や交換を行う。

## ④ 清掃・ゴミの廃棄

- ゴミ箱を設置する場合は、蓋つきのものを使用する。
- 清掃やゴミの廃棄を行う者は、マスクや手袋の着用を徹底する。
- 作業を終えた後は、手洗いや手指消毒を行う。

## (3) 参加者に関する感染防止策（ねぶた制作編）

### ① 制作期間前の対策

- 代表者及び管理者は、ねぶた小屋内での制作作業に必要な最小限度の人数とするため、余裕を持ったスケジュール工程を組むよう努める。

- 事前に参加者の連絡先を把握することとし、新型コロナウイルス感染症の疑いもしくは発症がある場合等の早急な連絡体制を構築できるよう参加者の連絡先一覧を作成する。
- 緊急事態宣言もしくはまん延防止等重点措置が発令されている都道府県からの参加が見込まれるものについては、事前に代表者もしくは管理者が連絡をとり、参加の意思を確認する。なお、参加することが判明した場合は非感染を証明できる対応（検温、陰性である検査呼吸器系に異常がないか 7 日間の健康観察及び PCR 検査等の陰性証明書）を行ったうえで参加するよう事前に周知する。
- 感染予防のため、参加者に対し以下について事前に周知する。
  - 自宅で検温してから参加する。
  - 発熱（37.5℃以上）や咳・咽頭痛等の症状のある方、新型コロナウイルス感染症の陽性と判明した者との濃厚接触（注1）がある方、同居家族や身近な知人の感染が疑われる方、厚生労働省が公表している「日本入国時の検疫措置」において、定められている待機期間中に入国者との濃厚接触（注1）がある方は代表者に連絡のうえ参加しない。
  - 咳エチケット、マスクの着用の徹底、手洗いや手指消毒の徹底  
 なお、マスクの着用については、厚生労働省が公表している「マスク着用の考え方及び就学前児の取扱いについて」に則り、会話をほとんど行わず、社会的距離 2 m（最低でも 1 m）を確保できる場合は、熱中症の観点からも外すことを推奨する。ただし、就学前児のマスクの着用については一律には求めない。
  - 大声での発声がある場合は、社会的距離 2m（最低でも 1 m）の確保を徹底し、大声での発声がない場合は、人と人が触れ合わない距離を確保する。
  - 参加の前後における交通機関・飲食店等の分散利用の推奨

## ② 制作当日の対策

- 代表者及び管理者は、小屋入口にて参加者に対し「参加者リスト」への記入を促し、参加者の連絡先を把握するとともに手指消毒を徹底する。
- 「参加者リスト」は日ごとの参加者がわかるよう代表者もしくは管理者が管理する。
- マスク着用や手洗いを徹底する。  
 なお、マスクの着用については、厚生労働省が公表している「マスク着用の考え方及び就学前児の取扱いについて」に則り、会話をほとんど行わず、社会的距離 2 m（最低でも 1 m）を確保できる場合は、熱中症の観点

からも外すことを推奨する。ただし、就学前児のマスクの着用については一律には求めない。

- 参加する前に自宅で検温を行い、37.5℃以上の発熱がある場合には代表者に連絡のうえ医療機関を受診する。
- ねぶた小屋に来た際、以下に該当する場合は制作参加の取りやめを要請する。
  - 参加前（自宅）に検温を行い、37.5℃以上の発熱がある場合
  - 咳・咽頭痛などの症状がある場合
  - 新型コロナウイルス感染症の陽性と判明した者との濃厚接触（注1）がある場合
  - 同居家族や身近な知人の感染が疑われる場合
  - 厚生労働省が公表している「日本入国時の検疫措置」において、定められている待機期間中に入国者との濃厚接触（注1）がある場合
  - マスクの着用にご協力いただけない場合
  - その他管理者が感染の危険性があると判断される場合
- 作業に使用した衣類はこまめに洗濯し、前日に使用した衣類は使用しないよう周知する。
- 制作参加時及び帰宅時は集団での行動を避けるよう努める。

#### （4）参加者に関する感染防止策（囃子練習編）

##### ① 練習期間前の対策

- 代表者及び管理者は、ねぶた小屋での囃子練習に必要な最小限度の人数とするため、時間単位で区切る、練習場所の分散を行うなどして密を防ぐ工夫をする。
- 事前に参加者の連絡先を把握することとし、新型コロナウイルス感染症の疑いもしくは発症がある場合等の早急な連絡体制を構築できるよう参加する者の連絡先一覧を作成する。
- 緊急事態宣言もしくはまん延防止等重点措置が発令されている都道府県からの参加が見込まれるものについては、事前に代表者もしくは管理者が連絡をとり、参加の意思を確認する。なお、参加することが判明した場合は非感染を証明できる対応（検温、陰性である検査呼吸器系に異常がないか7日間の健康観察及びPCR検査等の陰性証明書）を行ったうえで参加するよう事前に周知する。
- 感染予防のため、参加者に対し以下について事前に周知する。

- 自宅で検温してから参加する。
- 発熱（37.5℃以上）や咳・咽頭痛等の症状のある方、新型コロナウイルス感染症の陽性と判明した者との濃厚接触（注1）がある方、同居家族や身近な知人の感染が疑われる方、厚生労働省が公表している「日本入国時の検疫措置」において、定められている待機期間中に入国者との濃厚接触（注1）がある方には参加を控えていただく。
- 咳エチケット、マスクの着用の徹底、手洗いや手指消毒の徹底
 

なお、マスクの着用については、厚生労働省が公表している「マスク着用の考え方及び就学前児の取扱いについて」に則り、会話をほとんど行わず、社会的距離2m（最低でも1m）を確保できる場合は、熱中症の観点からも外すことを推奨する。ただし、就学前児のマスクの着用については一律には求めない。
- 大声での発声がある場合は、社会的距離2m（最低でも1m）の確保を徹底し、大声での発声がない場合は、人と人が触れ合わない距離を確保する。
- 参加の前後における交通機関における分散利用の推奨。
- 小屋以外での参加の前後における飲食会は少人数程度に抑える。

## ② 練習当日の対策

- 代表者及び管理者は、小屋入口にて参加者に対し「参加者リスト」への記入を促し参加者の連絡先を把握するとともに手指消毒を徹底する。
- 「参加者リスト」は日ごとの参加者がわかるよう代表者もしくは管理者が管理する。
- マスク着用や手洗いを徹底する。ただし、マスクに関しては太鼓での激しい動作やねぶた笛の練習により着用が困難な場合は必要最小限の着用とする。
 

なお、マスクの着用については、厚生労働省が公表している「マスク着用の考え方及び就学前児の取扱いについて」に則り、会話をほとんど行わず、社会的距離2m（最低でも1m）を確保できる場合は、熱中症の観点からも外すことを推奨する。ただし、就学前児のマスクの着用については一律には求めない。
- 練習の際は社会的距離を2m（最低でも1m）確保できるよう陣形を工夫する。ただし、大声での発声を行わない場合は人と人が触れ合わない距離を確保することとする。
- ねぶた小屋に来た際、以下の場合は練習参加の取りやめを要請する。
  - 参加前に検温を行い、37.5℃以上の発熱がある場合



- 咳・咽頭痛などの症状がある場合
- 新型コロナウイルス感染症の陽性と判明した者との濃厚接触（注1）がある場合
- 同居家族や身近な知人の感染が疑われる場合
- 厚生労働省が公表している「日本入国時の検疫措置」において、定められている待機期間中に入国者との濃厚接触（注1）がある場合
- マスクの着用にご協力いただけない場合
- その他管理者が感染の危険性があると判断される場合
- 作業に使用した衣類はこまめに洗濯し、前日に使用した衣類は使用しないよう周知する。
- 練習参加時及び帰宅時は集団での行動を避けるよう努める。

#### （5）参加者に関する対策（飲食編）

- 小屋内での熱中症対策のための水分補給は、参加者同士の飲み回しやコップの使い回しは行わないこと。
- 飛沫感染防止のため、大声での会話は避け、飲食の際以外はマスクを着用する。
- 小屋内で食事をする際は、個包装のものを個人が食する形態のもののみ可とする。
- 一般的に会食での感染リスクが危惧されていることから、飲食する場所を明確に提示して、その区画のみで飲食可能とし、食べ歩きは原則禁止とする。また、飲酒は禁止かつ短時間の食事で済ませる。
- 飲食テーブルの間は、飛沫感染予防のためにパーテーション（アクリル板等）で区切る、もしくは出来るだけ1 m以上の間隔を空けて座れるように配置を工夫する。
- 飲食席は真正面の配置を避ける、または区切りのパーテーション（アクリル板等）を設けるなどし、1 m以上の間隔を保てるよう工夫する。

#### （6）新型コロナウイルス感染症の疑いもしくは発症者が生じた場合

##### ① 感染疑い時の対応

- 参加者は、参加前あるいは参加中に次の条件に該当した場合、帰宅し、当日または翌日に医療機関に電話し、受診する。
  - 37.5℃以上の発熱がある場合（目安は平熱+1℃以上。個人により平熱が異なるため、37.0℃

未満でも発熱にあたる場合あり)

□咳、のどの痛みなど風邪症状がみられる場合

□味覚や嗅覚に異常（味がわからない等）、強い倦怠感など、新型コロナウイルス感染症の特徴となる症状がみられる場合

- 代表者は濃厚接触（注1）者への参加見合わせ連絡のほか、それ以外の参加者への連絡、制作（囃子練習）の中止（再開）などの指示をする。

## ② 感染発生時の対応

- 感染が確認された場合、小屋内での制作（囃子練習）は中止とし、再開は保健所の指示に従って対応する。
- 代表者は、合同運行安全会議事務局に対し、個人情報の取扱いに留意しながら、参加者に感染者が発生した旨を電話にて連絡し、後日、報告書（様式あり）にて共有する。

注1 「濃厚接触」：対面で互いに手を伸ばしたら届く距離で15分以上接触があった場合



#### 4. 巻末資料

##### ○ 関係者連絡先等参考資料

##### ▽各種連絡先

|   |  |
|---|--|
| ○弘前ねぶたまつり合同運行安全会議事務局<br>(弘前市役所観光課誘客推進係) | TEL : 0172-40-0236<br>土日・祝日・年末年始を除く 8 時 30 分～17 時 00 分 |
| ○県コールセンター<br>(新型コロナウイルス感染症コールセンター)      | TEL : 0120-123-801<br>フリーダイヤル、24 時間受付 (土日・祝日含む)        |
| ○受診・相談センター (弘前保健所)                      | TEL : 0172-33-8521                                     |

##### ▽参考サイト

| サイト名  | URL   | QRコード   |
|---|---|---|
| 青森県新型コロナウイルス感染症<br>総合サイト                              | <a href="https://stopcovid19.pref.aomori.lg.jp/">https://stopcovid19.pref.aomori.lg.jp/</a>   | <br>https://stopcovid19.pref.aomori.lg.jp/                                   |
| 新型コロナウイルス感染症対策ポスタ<br>ー (青森県からのお願い)<br>【※青森県庁ホームページより】 | <a href="https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kikaku/koho/stopcovid19poster.html">https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kikaku/koho/stopcovid19poster.html</a> | <br>https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kikaku/koho/stopcovid19poster.html |

ねぶた小屋< 制作・練習 > 参加者リスト (ねぶた小屋入口用)

団体名 \_\_\_\_\_

日付： 令和 年 月 日

場所： \_\_\_\_\_

| 項番 | 氏名 | (電話番号) | 体温 | 体調異変  | 参加時間 | 帰宅時間 |
|----|----|--------|----|-------|------|------|
| 1  |    |        | ℃  | あり・なし | :    | :    |
| 2  |    |        | ℃  | あり・なし | :    | :    |
| 3  |    |        | ℃  | あり・なし | :    | :    |
| 4  |    |        | ℃  | あり・なし | :    | :    |
| 5  |    |        | ℃  | あり・なし | :    | :    |
| 6  |    |        | ℃  | あり・なし | :    | :    |
| 7  |    |        | ℃  | あり・なし | :    | :    |
| 8  |    |        | ℃  | あり・なし | :    | :    |
| 9  |    |        | ℃  | あり・なし | :    | :    |
| 10 |    |        | ℃  | あり・なし | :    | :    |
| 11 |    |        | ℃  | あり・なし | :    | :    |
| 12 |    |        | ℃  | あり・なし | :    | :    |
| 13 |    |        | ℃  | あり・なし | :    | :    |
| 14 |    |        | ℃  | あり・なし | :    | :    |
| 15 |    |        | ℃  | あり・なし | :    | :    |

令和 年 月 日

## 報告書

弘前ねぷたまつり合同運行安全会議 会長 殿

団体名：\_\_\_\_\_

代 表：\_\_\_\_\_

令和 年 月 日に当団体で発生した新型コロナウイルス感染症患者における発生または発生の疑いの経緯について下記のとおり報告いたします。

### 記

1. 発生状況 発生 発生の疑い

2. 発生までの経緯

3. 発生時の対応

4. 発生後の対応

以 上

【代表者用】参加者に発熱などの症状がある場合の連絡フロー

■参加者に下記の症状がある場合

□37.5℃以上の発熱がある場合

(目安は平熱+1℃以上。個人により平熱が異なるため、37.0℃未満でも発熱にあたる場合あり)

□咳、のどの痛みなど風邪症状がみられる場合

□味覚や嗅覚に異常(味がわからない等)、強い倦怠感など、新型コロナウイルス感染症の特徴となる症状がみられる場合

参加者より制作(練習)の参加自粛の旨連絡が来ます。下記事項をお伝えください

①制作(練習)に参加せず医療機関を受診してください。

②症状の経過観察を行いながら、状況に応じて参加者フローの動きに従ってご連絡ください。

参加者より「非感染の確認」  
連絡がきた場合

制作(練習)への参加可否を判断し案内してください。

参加者より「感染の疑い」「感染の確認」  
連絡が来た場合

参加者への連絡、制作(囃子練習)の中止等の、指示をしてください。

安全会議事務局に情報共有のため、状況を報告してください。

※安全会議事務局(観光課)

☎0172-40-0236

【参加者用】発熱などの症状がある場合の連絡フロー

■下記の症状がある場合

□37.5℃以上の発熱がある場合

(目安は平熱+1℃以上。個人により平熱が異なるため、37.0℃未満でも発熱にあたる場合あり)

□咳、のどの痛みなど風邪症状がみられる場合

□味覚や嗅覚に異常（味がわからない等）、強い倦怠感など、新型コロナウイルス感染症の特徴となる症状がみられる場合

- ① 制作（練習）に参加せず医療機関をしてください。
- ② 症状があり参加をしない旨をねぶた団体代表に連絡してください。  
(代表者名：〇〇 〇〇、☎：000-0000-0000)
- ③ 参加者は体温を測定し、症状に変化があるか観察してください。

新型コロナウイルス感染症  
患者と接触したなど、心当  
たりがある場合

かかりつけ医等がいる

かかりつけ医等がない

【医療機関】  
※診療検査に非対応

対応可能な医療機関  
を紹介してもらう

県コールセンター（新型コロ  
ナウイルス感染症コールセン  
ター）へ連絡し相談してくだ  
さい。

☎0120-123-801  
フリーダイヤル、24時間受付  
(土日・祝日含む)

受診・相談センター（弘  
前保健所）に連絡し、  
PCR 検査等を受けるな  
ど指示に従ってください。

※受診・相談センター  
(弘前保健所)  
☎0172-33-8521

【医療機関】※診療検査に対応

必要に応じて検査するなどかかりつけ医等の指示に従ってください

医療機関や保健所に連絡した旨をねぶた団体代表に連絡して下さい。

「非感染」を確認

「感染の疑い」もしくは「感染」を確認

症状が改善した旨をねぶた団体代表に連絡し、代表の指示に  
従って制作（練習）に参加してください。

ねぶた団体代表に報告してください。  
医療機関等の指示に従って療養してください。